

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告 株式会社

## 準備書面 1 2

令和3年11月9日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

原告の令和3年10月1日付け第11準備書面におけるサイレントロボのソースコードに対して、次のとおり、主張する。

### 1 カタログの記載について

- (1) 乙4号証で記載されている「Lv-Z (25~120dB)、Lc-X、Y (30~120dB)」、「3方向振動ピックアップ (PV-83C)」は、乙3号証に記載されているとおり、サイレントロボで使用される公害振動レベル計VM-52 (リオン株式会社製) の機器仕様である。
- (2) 原告は、騒音と振動の二つの値を表示しているもので3方向の測定を行っている騒音振動計があると主張する。

しかし、そのような振動計は、振動の測定値と併せて当該表示されている振動の値がX軸、Y軸又はZ軸のいずれのものか切替表示できるようになっている(乙28、乙29)。しかし、サイレントロボは、そのような表示を切り替える仕様になっていない。また、3方向の振動を測定していても、JIS規格で規定されているZ軸方向の振動のみを表示することは珍しくない(乙28)。

したがって、サイレントロボのデジタル表示は、2チャンネル構成の根拠となる。

## 2 変換処理について

(1) 原告は、ソースコード（乙23）に記載されたアナログをデジタルデータへ変換する方法では、サイレントロボが正常に動作できないと主張する。

しかし、原告が根拠とする計算は、サイレントロボの機器仕様とは異なるデータ変換方法に基づくものであり、失当である。

(2) アナログをデジタルデータへ変換する方法として、ストレート・バイナリ、オフセット・バイナリ、コンプリメント・バイナリがある（乙30）。

この点、サイレントロボでは、小型ボックスコンピュータ CPU-SB20/128(FIT)GY（コンテック社）が使われているところ（乙3）、この小型ボックスコンピュータ CPU-SB20/128(FIT)GY（コンテック社）のAD変換ボードは、ADI16-4（FIT）GY（コンテック社）である（乙31）。

このADI16-4（FIT）GYは、オフセット・バイナリの方法で、アナログをデジタルデータへ変換している（乙31）。

したがって、サイレントロボについて、変換処理の適正性を検証するのであれば、オフセット・バイナリで行わなければならない。

(3) ところが、原告は、フルレンジの半分の場所をゼロとしているところ、これはコンプリメント・バイナリである。つまり、原告は、オフセット・バイナリではなく、コンプリメント・バイナリで計算しており妥当でない。

オフセット・バイナリで計算すると別図のとおりとなる。入力電圧（元電圧）と計算結果（結果 wData）は同じであり、サイレントロボのプログラムは正常に動作している。

(4) したがって、ソースコード（乙23）は正当なものである。

以 上

元電圧	変換値 InpBuf	If	①式 if 真	②式 if 偽	結果 wData
-10.0	0	真	-10.0	10.0	-10.0
-9.0	3276	真	-9.0	11.0	-9.0
-7.0	9830	真	-7.0	13.0	-7.0
-5.0	16384	真	-5.0	15.0	-5.0
-3.0	22937	真	-3.0	17.0	-3.0
-2.0	26214	真	-2.0	18.0	-2.0
-1.0	29491	真	-1.0	19.0	-1.0
-0.5	31129	真	-0.5	19.5	-0.5
-0.2	32112	真	-0.2	19.8	-0.2
-0.1	32440	真	-0.1	19.9	-0.1
0.0	-32768	偽	-20.0	0.0	0.0
0.1	-32441	偽	-19.9	0.1	0.1
0.2	-32113	偽	-19.8	0.2	0.2
0.5	-31130	偽	-19.5	0.5	0.5
1.0	-29492	偽	-19.0	1.0	1.0
2.0	-26215	偽	-18.0	2.0	2.0
3.0	-22938	偽	-17.0	3.0	3.0
5.0	-16384	偽	-15.0	5.0	5.0
7.0	-9831	偽	-13.0	7.0	7.0
9.0	-3277	偽	-11.0	9.0	9.0
10.0	-1	偽	-10.0	10.0	10.0